

令和7年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表

市町名 那須烏山市

【B類疾病】	【問い合わせ】
	市町担当課名 こども課、健康福祉課（インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス、带状疱疹）
	郵便番号 321-0526
	住 所 那須烏山市田野倉85-1（那須烏山市保健福祉センター内）
	T E L 0287-88-7116（こども課） 0287-88-7115（健康福祉課）
	F A X 0287-88-6069

（対象者）	65歳以上の者（①及び③）、65歳の者（②及び④）※④については経過措置あり
	60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（①、②及び③）※④については下記に記載

種 別		被接種者の負担額 （消費税含む）	委託料（消費税含む）		実施期間
			一般	生活保護者	
①インフルエンザ		3,630円を超える分は自己負担(※) 円	3,630 円	4,730 円	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
②肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		4,070 円	4,180 円	8,250 円	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
③新型コロナウイルス感染症		12,000円を超える分は自己負担(※) 円	12,000 円	15,600 円	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
④带状疱疹	乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」※2回接種	12,000 円	10,000 円	22,000 円	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」※1回接種	4,800 円	4,000 円	8,800 円	
予診のみ			0 円		

特記事項

- ・②、④については、接種対象者の申請により、助成券兼予診票を交付しております。委託料を請求する際は、請求書に助成券兼予診票を添付しご提出願います。（共通予診票の使用可）
- ・①、③で、60歳以上65歳未満で、各種障害を有する者（障がい者手帳1級程度）については、予診票（60歳以上65歳未満）を送付しておりますので、持参されていない人は対象外となります。接種を実施した場合は、該当者であることが確認できる「障がい者手帳の写し」（障がいの等級及び障がい名が確認できる箇所をコピー）の添付が必要となります。委託料を請求する際、請求書・予診票とともにご提出願います。すべての障がい者手帳1級所持者が対象者ではありませんので、ご注意ください。
- (※)生活保護受給者は無料。
- ・『請求書兼報告書』について、押印不要となりましたが、「所在地・医療機関名・電話番号・代表者名」を必ず記載ください。
- ・接種料金が委託料に満たない場合は、接種料金額でご請求ください。

★以下の場合は、支払い不可となります。ご注意ください。

- ・対象年齢(年齢区分)に該当しない場合
- ・定期接種に該当しないと判断した場合

◎その他、60歳以上65歳未満の各種障害を有する者及び生活保護該当者の確認、②、④の助成券兼予診票をお持ちでない人が来院したなど不明な点がある場合は、市健康福祉課にご連絡ください。(☎0287-88-7115)

※④带状疱疹ワクチンの経過措置

65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳）を位置付ける。100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。

※④带状疱疹ワクチンの対象者

60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者（ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者）